

蕨市都市計画区域における開発行為等の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）により蕨市が処理することとされた都市計画区域における開発行為等の手続に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付書類)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第30条の規定による申請書に添付すべき書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第16条第2項の規定による設計説明書（様式第1号）

(2) 省令第17条第1項第4号の規定による設計者の資格に関する書類（様式第2号）

2 法第30条の規定による申請書には、法及び省令に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係る場合にあつては第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 当該開発区域内の土地の公図の写し

(2) 法第33条第1項第14号の規定による同意をした者の印鑑登録証明書

(3) 申請者の業務経歴書及び所得税（法人にあつては法人税）の前年度の納税証明書

(4) 工事施行者の建設機械目録、建設業許可書の写し、技術者名簿及び工事経歴書

(5) その他市長が必要と認める書類

(開発許可を受けた者の遵守事項)

第3条 法第29条の規定による許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書（様式第3号）によりその旨を市長に届け出ること。
- (2) 工事の現場の見やすい箇所に、都市計画法に基づく開発行為の許可標識（様式第4号）により、許可があった旨の表示をしておくこと。
- (3) 工事の現場には、設計図書を備えておくこと。
- (4) 市長が指定する工程に達したときは、速やかに、その旨を市長に届け出ること。
- (5) 工程の主要な部分は、写真等で記録しておくこと。

2 前項第4号の規定による届出があった場合において、市長が当該工事に係る中間検査を行う必要があると認めたときは、当該届出をした者は、速やかに、当該中間検査を受けるものとする。

3 前項の中間検査を受けようとする者は、あらかじめ中間検査依頼書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域位置図（縮尺10,000分の1以上のもの）
- (2) 土地利用計画図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（変更の許可の申請）

第4条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発許可事項変更許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、第2条第2項各号に掲げる書類のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第5条 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発許可事項変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（変更の許可を受けたもの等の遵守事項）

第6条 第3条第1項第2号から第5号までの規定は、法第35条の2第1項の変更の許可を受けた者及び同条第3項による軽微な変更の届出をした者について準用する。

（工事の完了届出書の添付図面等）

第7条 省令第29条の規定による工事完了届出書には、次に掲げる図面等を

添付しなければならない。

- (1) 公図の写し
- (2) 公共施設を表示した平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 第3条第1項第4号の規定により作成した写真
- (4) 確定測量図（縮尺250分の1以上のもの）
（公告前の建築等承認の申請）

第8条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、公告前建築等承認申請書（様式第8号）に次に掲げる図面等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域位置図（縮尺10,000分の1以上のもの）
- (2) 開発許可に係る土地利用計画図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺100分の1以上のもの）
- (4) その他工程上技術的にやむを得ないことを説明する書類等
（許可等の通知書の様式）

第9条 次の各号に掲げる許可等の通知書の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第29条の規定による許可をするとき 開発行為許可通知書（様式第9号）
- (2) 法第29条の規定による許可をしないとき 開発行為不許可通知書（様式第10号）
- (3) 法第35条の2第1項の規定による許可をするとき 開発許可事項変更許可通知書（様式第11号）
- (4) 法第35条の2第1項の規定による許可をしないとき 開発許可事項変更不許可通知書（様式第12号）

（地位の承継承認の申請）

第10条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、開発許可地位承継承認申請書（様式第13号）に次に掲げる書類（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係る場合にあつては、第2号に掲げる書類を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事を施行する権原の取得を証する書類
- (2) 申請者の業務経歴書及び所得税（法人にあっては法人税）の前年度の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（開発登録簿の様式）

第11条 法第46条の規定による開発登録簿の様式は、様式第14号のとおりとする。
（開発登録簿の写しの交付申請）

第12条 法第47条第5項の規定による請求をしようとする者は、開発登録簿写し交付申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求）

第13条 省令第60条の規定により法第29条又は第35条の2の規定に適合していることを証する書面の交付を請求しようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明交付申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第14条 法第29条若しくは第35条の2第1項の規定による許可の申請、第37条第1号若しくは第45条の規定による承認の申請又は前条の申請書を取り下げようとする者は、申請取下書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第15条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第18号のとおりとする。

（許可申請書等の提出部数）

第16条 次に掲げる申請書等の提出部数は、それぞれ2部とする。

- (1) 法第30条の規定による申請書
- (2) 第3条第1項第1号の規定による工事着手届出書（様式第3号）
- (3) 第3条第3項の規定による中間検査依頼書（様式第5号）
- (4) 第4条第1項の規定による開発許可事項変更許可申請書（様式第6号）
- (5) 第5条の規定による開発許可事項変更届出書（様式第7号）
- (6) 第8条の規定による公告前建築等承認申請書（様式第8号）
- (7) 第10条の規定による開発許可地位承継承認申請書（様式第13号）

- (8) 第13条の規定による開発行為又は建築等に関する証明交付申請書
(様式第16号)
- (9) 第14条の規定による申請取下書 (様式第17号)
- (10) 省令第32条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出書
- (11) 省令第29条の規定による工事完了届出書

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。